

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

目次

○ 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号) (第一条関係)	1
○ 中小企業等協同組合法施行令(昭和三十三年政令第四十三号) (第二条関係)	6
○ 信用金庫法施行令(昭和四十三年政令第四百十二号) (第二条関係)	7
○ 協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号) (第二条関係)	8
○ 労働金庫法施行令(昭和五十七年政令第四十六号) (第二条関係)	9
○ 株式会社商工組合中央金庫法施行令(平成十九年政令第三百六十七号) (第二条関係)	10
○ 消費生活協同組合法施行令(平成十九年政令第三百七十三号) (第二条関係)	11
○ 資金決済に関する法律施行令(平成二十二年政令第十九号) (第二条関係)	12
○ 農業協同組合法施行令(昭和三十七年政令第二百七十一号) (第三条関係)	13
○ 銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号) (第四条関係)	17
○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号) (第五条関係)	20
○ 水産業協同組合法施行令(平成五年政令第三百二十八号) (第六条関係)	24
○ 保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号) (第七条関係)	28
○ 資産の流動化に関する法律施行令(平成十二年政令第四百七十九号) (第八条関係)	32
○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号) (第九条関係)	35
○ 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十四号) (第十条関係)	38
○ 農林中央金庫法施行令(平成十三年政令第二百八十五号) (第十一条関係)	40
○ 担保付社債信託法施行令(平成十四年政令第五十一号) (第十二条関係)	42

○ 信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）（第十三条関係）	43
○ 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）（第十四条関係）	45

改正案	現行
<p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第十五条の二十二 金融商品取引業者等は、法第三十四条の二第四項（法第三十四条の三第十二項（法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の五第二項及び第四十条の五第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。</p> <p>2 （略）</p> <p>（内閣総理大臣への情報の届出を要する勧誘）</p> <p>第十六条の二 （略）</p> <p>（顧客が解除を行うことができる契約等）</p> <p>第十六条の三 （略）</p>	<p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第十五条の二十二 金融商品取引業者等は、法第三十四条の二第四項（法第三十四条の三第十二項（法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項、第三十七条の四第二項、第三十七条の五第二項、第四十条の二第六項、第四十条の五第三項及び第四十二条の七第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。</p> <p>2 （略）</p> <p>（内閣総理大臣への書面の届出を要する勧誘）</p> <p>第十六条の二 （略）</p> <p>（顧客が解除を行うことができる契約等）</p> <p>第十六条の三 （略）</p>

2| 法第三十七条の六第一項に規定する政令で定める日は、法第三十七
七条の四に規定する情報の提供方法について内閣府令で定める区分
に応じ、当該情報が顧客による閲覧ができる状態に置かれたと認め
られる日として内閣府令で定める日とする。

3| (略)

(運用状況に係る情報の届出を要しない運用財産の権利者の数)
第十六条の十四 法第四十二条の七第二項ただし書に規定する政令で
定める数は、四百九十九とする。

(農林水産大臣及び経済産業大臣との協議等)

第三十七条 (略)

2 法第九十四条の六第一項の政令で定める内閣府令は、同項に規
定する業務（以下この条において「商品投資関連業務」という。）
に関し定められる次に掲げるものとする。

一〜六 (略)

七| 法第三十七条の三第二項本文の内閣府令

八| 法第三十七条の三第二項ただし書の内閣府令

九| 法第三十七条の四本文の内閣府令

十| 法第三十七条の四ただし書の内閣府令

十一| (略)

3〜7 (略)

(新設)

2| (略)

(運用報告書の届出を要しない運用財産の権利者の数)
第十六条の十四 法第四十二条の七第三項ただし書に規定する政令で
定める数は、四百九十九とする。

(農林水産大臣及び経済産業大臣との協議等)

第三十七条 (略)

2 法第九十四条の六第一項の政令で定める内閣府令は、同項に規
定する業務（以下この条において「商品投資関連業務」という。）
に関し定められる次に掲げるものとする。

一〜六 (略)

(新設)

(新設)

七| 法第三十七条の四第一項本文の内閣府令

八| 法第三十七条の四第一項ただし書の内閣府令

九| (略)

3〜7 (略)

(金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十二条 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関、特別金融商品取引業者並びに金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者に係るものを除く。)は、金融商品取引業者、特例業務届出者若しくは海外投資家等特例業務届出者の本店等又は取引所取引許可業者の国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長(当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、第十号(法第六十三条の五第一項から第三項まで及び第六十三条の十三第一項から第三項までの規定による処分に係る部分に限る。)、第十一号(法第六十三条の五第六項及び第六十三条の十三第六項の規定による公告に係る部分に限る。)、第十二号、第十四号(法第六十三条の五第四項及び第六十三条の十三第四項の規定による聴聞に係る部分に限る。)、第十五号(法第六十三条の五第五項及び第六十三条の十三第五項の規定による通知に係る部分に限る。)及び第十九号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一(三) (略)

四 法第三十一条第一項及び第三項、第三十一条の二第三項、第五項及び第八項、第三十一条の四第一項及び第二項、第三十五条第

(金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十二条 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関、特別金融商品取引業者並びに金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者に係るものを除く。)は、金融商品取引業者、特例業務届出者若しくは海外投資家等特例業務届出者の本店等又は取引所取引許可業者の国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長(当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、第十号(法第六十三条の五第一項から第三項まで及び第六十三条の十三第一項から第三項までの規定による処分に係る部分に限る。)、第十一号(法第六十三条の五第六項及び第六十三条の十三第六項の規定による公告に係る部分に限る。)、第十二号、第十四号(法第六十三条の五第四項及び第六十三条の十三第四項の規定による聴聞に係る部分に限る。)、第十五号(法第六十三条の五第五項及び第六十三条の十三第五項の規定による通知に係る部分に限る。)及び第十九号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一(三) (略)

四 法第三十一条第一項及び第三項、第三十一条の二第三項、第五項及び第八項、第三十一条の四第一項及び第二項、第三十五条第

三項及び第六項、第三十七條の三第三項、第四十二條の七第二項、第四十六條の六第一項、第五十條第一項、第五十條の二第一項及び第七項、第六十條の五、第六十條の七、第六十三條第八項及び第十三項（これらの規定を法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三條の二第二項、第三項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）及び第四項、第六十三條の三第一項、第六十三條の九第七項及び第十項（これらの規定を法第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十三條の十第二項、第三項（法第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第四項並びに第六十三條の十一第一項の規定による届出の受理

五〇二十七（略）

三〇七（略）

（金融機関に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三條（略）

2 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るものに限る。金融庁長官の指定する登録金融機関に係るものを除く。）は、登録金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号及び第九号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第三十三條の六第一項及び第三項、第三十七條の三第三項、

三項及び第六項、第三十七條の三第三項、第四十二條の七第三項、第四十六條の六第一項、第五十條第一項、第五十條の二第一項及び第七項、第六十條の五、第六十條の七、第六十三條第八項及び第十三項（これらの規定を法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三條の二第二項、第三項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）及び第四項、第六十三條の三第一項、第六十三條の九第七項及び第十項（これらの規定を法第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十三條の十第二項、第三項（法第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第四項並びに第六十三條の十一第一項の規定による届出の受理

五〇二十七（略）

三〇七（略）

（金融機関に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三條（略）

2 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るものに限る。金融庁長官の指定する登録金融機関に係るものを除く。）は、登録金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号及び第九号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第三十三條の六第一項及び第三項、第三十七條の三第三項、

第四十二条の七第二項、第五十条第一項、第五十条の二第二項及び第七項並びに第六十三条の三第一項の規定並びに同条第二項において準用する法第六十三条第八項及び第十三項並びに第六十三条の二第三項の規定による届出の受理

二〇十七 (略)

三〇七 (略)

(犯則事件の範囲)

第四十五条 法第二百十条第一項に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一〇八 (略)

九 法第二百五条第一号から第四号まで、第六号の二から第六号の四まで、第十一号、第十二号、第十三号の二、第十四号又は第十八号から第二十号までの罪

第四十二条の七第三項、第五十条第一項、第五十条の二第二項及び第七項並びに第六十三条の三第一項の規定並びに同条第二項において準用する法第六十三条第八項及び第十三項並びに第六十三条の二第三項の規定による届出の受理

二〇十七 (略)

三〇七 (略)

(犯則事件の範囲)

第四十五条 法第二百十条第一項に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一〇八 (略)

九 法第二百五条第一号から第四号まで、第六号の二から第六号の四まで、第十一号、第十二号、第十四号又は第十八号から第二十号までの罪

改正案	現行
<p>（情報通信の技術を利用して提供する方法）</p> <p>第十条 共済事業を行う組合又は共済代理店は、法第九条の七の五第二項（法第九条の九第五項及び第八項において準用する場合を含む。以下この条から第十三条までにおいて同じ。）において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項（法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（情報通信の技術を利用して提供する方法）</p> <p>第十条 共済事業を行う組合又は共済代理店は、法第九条の七の五第二項（法第九条の九第五項及び第八項において準用する場合を含む。以下この条から第十三条までにおいて同じ。）において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項（法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）<u>、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項</u>において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第九条の七の五第二項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第十四条 金庫、外国銀行代理金庫（法第八十九条第三項に規定する外国銀行代理金庫をいう。以下同じ。）、信用金庫代理業者又は信用金庫電子決済等取扱業者は、法第八十九条の二第一項又は第二項において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第十四条 金庫、外国銀行代理金庫（法第八十九条第三項に規定する外国銀行代理金庫をいう。以下同じ。）、信用金庫代理業者又は信用金庫電子決済等取扱業者は、法第八十九条の二第一項又は第二項において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）<u>第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項</u>において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第五条の十三 信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等取扱業者は、法第六条の五の十一第一項又は第二項において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第五条の十三 信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等取扱業者は、法第六条の五の十一第一項又は第二項において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）<u>、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項</u>において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（情報通信の技術を利用して提供する方法）</p> <p>第七条の三 金庫又は労働金庫代理業者は、法第九十四条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（情報通信の技術を利用して提供する方法）</p> <p>第七条の三 金庫又は労働金庫代理業者は、法第九十四条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）<u>、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項</u>において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（特定預金等契約の相手方に対する情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第八条 商工組合中央金庫は、法第二十九条において準用する金融商品取引法（以下この条から第十条までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（特定預金等契約の相手方に対する情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第八条 商工組合中央金庫は、法第二十九条において準用する金融商品取引法（以下この条から第十条までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）<u>、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項</u>において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（特定共済契約の相手方に対する情報通信の技術を利用する方法による提供の承諾等）</p> <p>第五条 共済事業を行う組合は、法第十二条の三第二項において準用する金融商品取引法（以下「<u>準用金融商品取引法</u>」という。）第三十四条の二第四項（<u>準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。</u>）及び第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「<u>電磁的方法</u>」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（特定共済契約の相手方に対する情報通信の技術を利用する方法による提供の承諾等）</p> <p>第五条 共済事業を行う組合は、法第十二条の三第二項において準用する金融商品取引法（以下「<u>準用金融商品取引法</u>」という。）第三十四条の二第四項（<u>準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。</u>）以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「<u>電磁的方法</u>」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第十九条の八 電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の十七第一項（法第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する金融商品取引法（以下この条から第十九条の十までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第十九条の八 電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の十七第一項（法第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する金融商品取引法（以下この条から第十九条の十までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）<u>及び第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項</u>において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 農業協同組合及び農業協同組合連合会</p> <p>第一節 第六節（略）</p> <p>第二章・第三章（略）</p> <p>第四章 特定信用事業代理業（第四十五条―第四十八条）</p> <p>第五章 特定信用事業電子決済等代行業（第四十九条―第四十九条の六）</p> <p>第六章 第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第六条 法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、法第十一条の五において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条から第八条までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項の規定により準用金融商品取</p>	<p>目次</p> <p>第一章 農業協同組合及び農業協同組合連合会</p> <p>第一節 第六節（略）</p> <p>第二章・第三章（略）</p> <p>第四章 特定信用事業代理業（第四十五条―第四十九条）</p> <p>第五章 特定信用事業電子決済等代行業（第四十九条の二―第四十九条の七）</p> <p>第六章 第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第六条 法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、法第十一条の五において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条から第八条までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。）以下この</p>

引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2
(略)

（法第十条第一項第三号の事業を行う組合の子金融機関等の範囲）

第十一条 法第十一条の十第二項の政令で定める者は、次に掲げる者（当該組合を所屬組合（法第九十二条の二第三項に規定する所屬組合をいう。）とする特定信用事業代理業者（法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。）を除く。）とする。

一 四 (略)

2 4 (略)

（特定共済契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）

第十二条 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一条の二十七において準用する金融商品取引法（以下この条から第十四条までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び

条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2
(略)

（法第十条第一項第三号の事業を行う組合の子金融機関等の範囲）

第十一条 法第十一条の十第二項の政令で定める者は、次に掲げる者（当該組合を所屬組合（法第九十二条の二第三項に規定する所屬組合をいう。）とする特定信用事業代理業者（法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。第四十八条において同じ。）を除く。）とする。

一 四 (略)

2 4 (略)

（特定共済契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）

第十二条 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一条の二十七において準用する金融商品取引法（以下この条から第十四条までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）第

第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2
(略)

(削る)

第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2
(略)

(特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等)

第四十八条 特定信用事業代理業者は、法第九十二条の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する同法第三十四条の二第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 | 前項の規定による承諾を得た特定信用事業代理業者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第九十二条の五

(特定貯金等契約の締結の代理又は媒介について金融商品取引法を
準用する場合の読替え)

第四十八条 (略)

第五章 特定信用事業電子決済等代行業

第四十九条の六 (略)

(主務大臣等)

第五十六条 この政令において、次の各号に掲げる主務大臣は、それ
ぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 第三条、第四条、第十条第十一項第五号、第三十一条、第三十
二条及び第四十九条第一項に規定する主務大臣 農林水産大臣及
び内閣総理大臣

二 (略)

2 (略)

において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項及び第三十
七条の四第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定
する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当
該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでな
い。

(特定貯金等契約の締結の代理又は媒介について金融商品取引法を
準用する場合の読替え)

第四十九条 (略)

第五章 特定信用事業電子決済等代行業

第四十九条の七 (略)

(主務大臣等)

第五十六条 この政令において、次の各号に掲げる主務大臣は、それ
ぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 第三条、第四条、第十条第十一項第五号、第三十一条、第三十
二条及び第四十九条の二第一項に規定する主務大臣 農林水産大
臣及び内閣総理大臣

二 (略)

2 (略)

改正案	現行
<p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第四条の三 銀行は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法（以下この条から第四条の五までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第十四条の三 第四条の三の規定は、外国銀行代理銀行（法第五十二条の二の五に規定する外国銀行代理銀行をいう。以下同じ。）が法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法（以下この条</p>	<p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第四条の三 銀行は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法（以下この条から第四条の五までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）<u>、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項</u>において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第十四条の三 第四条の三の規定は、外国銀行代理銀行（法第五十二条の二の五に規定する外国銀行代理銀行をいう。以下同じ。）が法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法（以下この条</p>

から第十四条の五までにおいて「準用金融商品取引法」という。）
第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときについて準用する。

（銀行代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第十六条の六の二 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法（次項において「準用金融商品取引法」という。）第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 （略）

2 （略）

（削る）

から第十四条の五までにおいて「準用金融商品取引法」という。）
第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときについて準用する。

（銀行代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第十六条の六の二 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法（次項及び次条において「準用金融商品取引法」という。）第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 （略）

2 （略）

（情報通信の技術を利用した提供）

第十六条の六の三 第四条の三の規定は、銀行代理業者が準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する金

(銀行代理業者が行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介について準用する金融商品取引法の規定の読替え)

第十六条の六の三 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第十六条の八の三 第四条の三の規定は、電子決済等取扱業者が法第五十二条の六十の十七において準用する金融商品取引法(以下この条から第十六条の八の五までにおいて「準用金融商品取引法」という。)第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))及び第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときについて準用する。

融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときについて準用する。

(銀行代理業者が行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介について準用する金融商品取引法の規定の読替え)

第十六条の六の四 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第十六条の八の三 第四条の三の規定は、電子決済等取扱業者が法第五十二条の六十の十七において準用する金融商品取引法(以下この条から第十六条の八の五までにおいて「準用金融商品取引法」という。)第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときについて準用する。

改正案	現行
<p>（委託者及び受託者と密接な関係を有する者）</p> <p>第八条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十三条第二項に規定する委託者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 当該委託者の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は使用人</p> <p>二〇八（略）</p> <p>二〇六（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（委託者及び受託者と密接な関係を有する者）</p> <p>第八条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十三条第二項に規定する委託者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 当該委託者の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条及び第十條において同じ。）又は使用人</p> <p>二〇八（略）</p> <p>二〇六（略）</p> <p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第九条 信託業務を営む金融機関は、法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第二項の規定により同項に規定する事項を提示しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該委託者に対し、その用いる同項に規定する電磁的方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定による承諾を得た信託業務を営む金融機関は、当該委</p>

(信託業務を営む金融機関と密接な関係を有する者の範囲)

第九条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 信託業務を営む金融機関の子法人等(前条第三項に規定する子法人等をいう。以下この項において同じ。)
- 三 信託業務を営む金融機関を子法人等とする親法人等(前条第三項に規定する親法人等をいう。以下この項において同じ。)
- 四 (略)
- 五 信託業務を営む金融機関の関連法人等(前条第四項に規定する関連法人等をいう。以下この項において同じ。)
- 六 (略)

託者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該委託者に対し、法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該委託者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第二項及び第二十九条第四項において同法第二十六条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「委託者」とあるのは、「信託財産に係る受益者」と読み替えるものとする。

(信託業務を営む金融機関と密接な関係を有する者の範囲)

第十条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 信託業務を営む金融機関の子法人等(第八条第三項に規定する子法人等をいう。以下この項において同じ。)
- 三 信託業務を営む金融機関を子法人等とする親法人等(第八条第三項に規定する親法人等をいう。以下この項において同じ。)
- 四 (略)
- 五 信託業務を営む金融機関の関連法人等(第八条第四項に規定する関連法人等をいう。以下この項において同じ。)
- 六 (略)

七 信託業務を営む金融機関の特定個人株主（前条第五項に規定する特定個人株主をいう。）

八 （略）

2 （略）

3 前条第六項の規定は、第一項第八号の場合において同項第七号に掲げる者が保有する議決権について準用する。

（説明書類に関する規定）

第十条 （略）

（情報通信の技術を利用した提供）

第十一条 信託業務を営む金融機関は、法第二条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の二第四項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定により法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

七 信託業務を営む金融機関の特定個人株主（第八条第五項に規定する特定個人株主をいう。）

八 （略）

2 （略）

3 第八条第六項の規定は、第一項第八号の場合において同項第七号に掲げる者が保有する議決権について準用する。

（説明書類に関する規定）

第十一条 （略）

（情報通信の技術を利用した提供）

第十一条の二 信託業務を営む金融機関は、法第二条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の二第四項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定により法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2
(略)

第十一条の二、
第十一条の四
(略)

2。
(略)

第十一条の三、
第十一条の五
(略)

改正案	現行
<p>（特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第九条の二 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合等は、法第十一条の十一（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条から第九条の四までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第九条の二 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合等は、法第十一条の十一（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条から第九条の四までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、<u>第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項</u>において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p>

(特定共済契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等)
第十条の三 法第十一条第一項第十二号の事業を行う漁業協同組合、
法第九十三条第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合又
は共済水産業協同組合連合会(次項、次条並びに第十条の七第一項
、第三項及び第四項において「組合等」という。)は、法第十五条
の十二(法第九十六条第一項及び第一百五条第一項において準用する
場合を含む。以下同じ。)において準用する金融商品取引法(以下
この条から第十条の五までにおいて「準用金融商品取引法」という
。第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第
十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用す
る場合を含む。))及び第三十四条の四第三項において準用する場合
を含む。以下この条において同じ。)の規定により準用金融商品取
引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするとき
は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の
提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条
において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又
は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2
(略)

(特定共済契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等)
第十条の三 法第十一条第一項第十二号の事業を行う漁業協同組合、
法第九十三条第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合又
は共済水産業協同組合連合会(次項、次条並びに第十条の七第一項
、第三項及び第四項において「組合等」という。)は、法第十五条
の十二(法第九十六条第一項及び第一百五条第一項において準用する
場合を含む。以下同じ。)において準用する金融商品取引法(以下
この条から第十条の五までにおいて「準用金融商品取引法」という
。第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第
十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用す
る場合を含む。))、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項
及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この
条において同じ。)の規定により準用金融商品取引法第三十四条の
二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、農林水産省令
で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対
し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的
方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法によ
る承諾を得なければならない。

2
(略)

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約の相
手方に対する電磁的方法による提供の承諾等)

(削る)

第二十四条の五 特定信用事業代理業者は、法第百九条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項（法第百九条において準用する金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第百九条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た特定信用事業代理業者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があったときは、当該相手方に対し、法第百九条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第二十四条の五（第二十四条の十一）（略）

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定

第二十四条の六（第二十四条の六の七）（略）

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定

第二十四条の十二 法第百十八条第一項第二号及び第四号ニ、法第百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項並びに法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の六及び第三百八条の二十三第三項の政令で定めるものは、次に掲げる指定とする。

一 (略)

二 第二十四条の十四各号に掲げる指定

第二十四条の十三、第二十四条の十六 (略)

第二十四条の七 法第百十八条第一項第二号及び第四号ニ、法第百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項並びに法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の六及び第三百八条の二十三第三項の政令で定めるものは、次に掲げる指定とする。

一 (略)

二 第二十四条の九各号に掲げる指定

第二十四条の八、第二十四条の十一 (略)

改正案	現行
<p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第十三条の五の三 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、法第十九条第八項において準用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条から第十三条の五の五までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（生命保険会社等が保険金信託業務を行う場合について準用する信託業法の規定において準用する金融商品取引法の規定の読替え）</p>	<p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第十三条の五の三 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、法第十九条第八項において準用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条から第十三条の五の五までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）<u>、第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項</u>において準用する場合を含む。）<u>、</u>以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（生命保険会社等が保険金信託業務を行う場合について準用する信託業法の規定において準用する金融商品取引法の規定の読替え）</p>

(削る)

(情報通信の技術を利用する方法)

第十三条の六 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該委託者に対し、その用いる同項に規定する電磁的方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た保険金信託業務を行う生命保険会社等は、当該委託者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該委託者に対し、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該委託者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条第二項及び第二十九条第四項において同法第二十六条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「委託者」とあるのは、「信託財産に係る受益者」と読み替えるものとする。

(削る)

(情報通信の技術を利用した提供)

第四十四条の三 保険会社等（法第二条の二第一項に規定する保険会社等をいう。次項、次条、第四十五条第一号及び第五号並びに第四十五条の二において同じ。）、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人は、法第三百条の二において準用する金融商品取引法（以下この条から第四十四条の五までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条

(運用報告書に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十四条の二 保険会社（外国保険会社等を含む。次項において同じ。）は、法第百条の五第二項（法第百九十九条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第百条の五第二項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該保険契約者に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た保険会社は、当該保険契約者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該保険契約者に対し、法第百条の五第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保険契約者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(情報通信の技術を利用した提供)

第四十四条の三 保険会社等（法第二条の二第一項に規定する保険会社等をいう。次項、次条、第四十五条第一号及び第五号並びに第四十五条の二において同じ。）、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人は、法第三百条の二において準用する金融商品取引法（以下この条から第四十四条の五までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条

の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2
（略）

の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2
（略）

○ 資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）

（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

						<p>（資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する金融商品取引法等の規定の読替え）</p> <p>第四十七条 法第二百九条第一項において資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
第三十七条の三第二項及び第三十七條の四	金融商品取引契約	募集等契約	（略）	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
第三十七條の四第一項	金融商品取引契約	募集等契約	（略）	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	

2・3 (略)

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第四十八条 (略)

(削る)

(原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法等の規定の
読替え)

第七十二条 法第二百八十六条第一項において原委託者が行う受益証
券の募集等について法第二百九条第一項(同項において準用する金
融商品取引法及び金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関す
る法律の規定を含む。)の規定を準用する場合における当該規定に
係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------------	-----------	---------

2・3 (略)

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第四十七条の二 (略)

(資産対応証券の募集等について情報通信の技術を利用した提供に
係る金融商品取引法施行令の準用)

第四十八条 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号
第十五条の二十二の規定は、法第二百九条第一項(法第二百八十
六条第一項において準用する場合を含む。))において準用する金融
商品取引法第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項におい
て同法第三十四条の二第四項の規定を準用する場合について準用す
る。

(原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法等の規定の
読替え)

第七十二条 法第二百八十六条第一項において原委託者が行う受益証
券の募集等について法第二百九条第一項(同項において準用する金
融商品取引法及び金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関す
る法律の規定を含む。)の規定を準用する場合における当該規定に
係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------------	-----------	---------

2 (略)	(略)	第二百九条 第一項にお いて準用す る金融商品 取引法第三 十七条の三 第二項及び 第三十七条 の四	(略)
	(略)	金融商品取引契約	(略)
2 (略)	(略)	第二百九条 第一項にお いて準用す る金融商品 取引法第三 十七条の四 第一項	(略)
	(略)	金融商品取引契約	(略)
	(略)	受益証券の募集等に関する契約	(略)
	(略)	受益証券の募集等に関する契約	(略)

改正案	現行
<p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第十条 法第五条第二項（法第十三条第二項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項、第五十九条並びに第二百三条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第五条第二項に規定する事項を提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同条第二項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（外国投資信託の受益証券の発行者に関する読替え）</p> <p>第三十一条 法第五十九条の規定において外国投資信託（法第五十八条第一項の規定による届出がされたものに限る。以下この条において同じ。）の受益証券の発行者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第十条 法第五条第二項（法第十三条第二項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条第五項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項、第五十九条並びに第二百三条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第五条第二項に規定する事項を提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同条第二項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（外国投資信託の受益証券の発行者に関する読替え）</p> <p>第三十一条 法第五十九条の規定において外国投資信託（法第五十八条第一項の規定による届出がされたものに限る。以下この条において同じ。）の受益証券の発行者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>

読み替える 金融商品取 引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	読み替えられる字句	読み替える字句

2 (略)

(略)	第十四条第 四項	投資信託委託会社がその 運用の指図を行う投資信 託財産	(略)	(削る)	(略)	読み替える 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	外国投資信託の信託財産	(略)	(削る)	(略)	読み替える 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

(設立企画人が行う投資証券の募集等に関する読替え等)
 第二十一条 法第九十七条において特定設立企画人等について金
 融商品取引法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術
 的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える 金融商品取 引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	読み替えられる字句	読み替える字句

2 (略)

(略)	第十四条第 七項	投資信託委託会社がその 運用の指図を行う投資信 託財産	(略)	第十四条第 二項	投資信託約款	読み替える 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	外国投資信託の信託財産	(略)	第十四条第 二項	外国投資信託約款等	読み替える 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

(設立企画人が行う投資証券の募集等に関する読替え等)
 第二十一条 法第九十七条において特定設立企画人等について金
 融商品取引法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術
 的読替えは、次の表のとおりとする。

5 (略)	2 ~ 4 (略)	(削る)	(略)	(略)	(略)	第三十七條 の第三二項 及び第三十 七條の四	金融商品取引契約	(略)
			(略)	(略)	(略)	投資証券募集等契約	(略)	
6 (略)	5 2 ~ 4 (略)	5 金融商品取引法施行令第十五條の二十二の規定は、法第九十七條において準用する金融商品取引法第三十七條の三第二項及び第三十七條の四第二項において同法第三十四條の二第四項の規定を準用する場合について準用する。	(略)	(略)	(略)	第三十七條 の四第一項	金融商品取引契約	(略)
			(略)	(略)	(略)	投資証券募集等契約	(略)	

改正案	現行
<p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第三十三条 金融サービス仲介業者は、次の各号に掲げる規定によりそれぞれ当該各号に定める事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる当該各号に掲げる規定に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 法第三十一条第二項において準用する金融商品取引法（以下この条から第三十五条までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。） 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項</p> <p>二 二五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第五十条 法第六十一条に規定する政令で定めるものは、次に掲げ</p>	<p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第三十三条 金融サービス仲介業者は、次の各号に掲げる規定によりそれぞれ当該各号に定める事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる当該各号に掲げる規定に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 法第三十一条第二項において準用する金融商品取引法（以下この条から第三十五条までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、<u>第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項</u>において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。） 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項</p> <p>二 二五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第五十条 法第六十一条に規定する政令で定めるものは、次に掲げ</p>

る罪とする。

一・二 (略)

三 法第四百四十三条第三号(法第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に係る部分に限る。)、第四号又は第五号の罪(法第十一条第四項各号に掲げる行為に係るものに限る。)

四 法第四百四十七条第三号(法第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条第二項に係る部分に限る。)又は第四号(法第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十条の四に係る部分に限る。)の罪(法第十一条第四項各号に掲げる行為に係るものに限る。)

る罪とする。

一・二 (略)

三 法第四百四十三条第三号(法第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項又は法第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に係る部分に限る。)、第四号又は第五号の罪(法第十一条第四項各号に掲げる行為に係るものに限る。)

四 法第四百四十七条第三号(法第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条第二項に係る部分に限る。)又は第四号(法第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十条の四第一項又は法第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に係る部分に限る。)の罪(法第十一条第四項各号に掲げる行為に係るものに限る。)

改正案	現行
<p>（特定預金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第九条 農林中央金庫は、法第五十九条の三又は第五十九条の七において準用する金融商品取引法（以下この条から第十一条までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（特定預金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第九条 農林中央金庫は、法第五十九条の三又は第五十九条の七において準用する金融商品取引法（以下この条から第十一条までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）<u>、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。</u>）以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p><u>第四十七条 農林中央金庫代理業者は、法第九十五条の五において準</u></p>

第四十七条～第五十六条

(略)

用する金融商品取引法第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する同法第三十四条の二第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た農林中央金庫代理業者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第九十五条の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第四十八条～第五十七条

(略)

改正案	現行
<p>（削る）</p> <p>（信託会社等に関する権限の財務局長への委任）</p> <p>第四条（略）</p>	<p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第四条 信託会社は、法第八条において準用する信託業法第二十九条第四項において準用する同法第二十六条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該委託者に対し、その用いる同項に規定する電磁的方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定による承諾を得た信託会社は、当該委託者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該委託者に対し、法第八条において準用する信託業法第二十九条第四項において準用する同法第二十六条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該委託者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>（信託会社等に関する権限の財務局長への委任）</p> <p>第五条（略）</p>

改正案	現行
<p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第十二条の三 信託会社は、法第二十四条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しよ うとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（金融商品取引法を準用する場合の読替え）</p> <p>第十三条（略）</p>	<p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第十二条の三 信託会社は、法第二十四条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）<u>第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項</u>において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（金融商品取引法を準用する場合の読替え）</p> <p>第十二条の六（略）</p> <p>（情報通信の技術を利用する方法）</p>

(削る)

第十三条 信託会社は、法第二十六条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該委託者に対し、その用いる同項に規定する電磁的方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た信託会社は、当該委託者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該委託者に対し、法第二十六条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該委託者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第二十七条第二項及び第二十九条第四項において法第二十六条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「委託者」とあるのは、「信託財産に係る受益者」と読み替えるものとする。

改 正 案	現 行
<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第三条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十一 （略）</p> <p>二十二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六章の二及び公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第五章の六の規定による<u>審判</u>手続の事務（金融商品取引法第百八十条第一項及び公認会計士法第三十四条の四十二第一項の規定により審判官が行うものを除く。第十条第十一号において同じ。）、課徴金の納付を命ずる決定及び課徴金の徴収に関すること。</p> <p>二十三～四十四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第十条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 金融商品取引法第六章の二及び公認会計士法第五章の六の規定による<u>審判</u>手続の事務、課徴金の納付を命ずる決定及び課徴金の徴収に関すること。</p> <p>十二～十五 （略）</p>	<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第三条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十一 （略）</p> <p>二十二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六章の二及び公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第五章の六の規定による<u>審判</u>の事務（金融商品取引法第百八十条第一項及び公認会計士法第三十四条の四十二第一項の規定により審判官が行うものを除く。第十条第十一号において同じ。）、課徴金の納付を命ずる決定及び課徴金の徴収に関すること。</p> <p>二十三～四十四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第十条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 金融商品取引法第六章の二及び公認会計士法第五章の六の規定による<u>審判</u>の事務、課徴金の納付を命ずる決定及び課徴金の徴収に関すること。</p> <p>十二～十五 （略）</p>

2

(略)

2

(略)